

首都圏中央連絡自動車道
高谷川高架橋附帯工設計

特 記 仕 様 書

令和6年6月

東日本高速道路株式会社

関東支社 千葉工事事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

- 1-1-1 調査等名 首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋附帯工設計
 1-1-2 路線名 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道
 1-1-3 履行箇所 自) 千葉県成田市吉岡
 至) 千葉県山武市松尾町谷津

1-1-4 主な履行内容

項目	数量	単位	備考
附帯工設計			
現地踏査	1	式	
調整池計画検討	1	式	
調整池擁壁基礎構造設計	14	基	
防草対策工設計	1	式	
詳細図作成	3	枚	
工事発注用図面作成			
図面修正 A1	37	枚	
図面修正 A2	3	枚	
工事発注用数量表作成	1	式	
設計打合せ	1	式	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和5年7月版とする。

1-3 資料の貸与

共通仕様書1-15「資料の貸与及び返却」に基づく貸与資料は、下表の調査等業務による成果品等である。

ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果品等の貸与予定日は次のとおりとする。

なお、貸与予定日までに成果品を貸与できない場合は、別途監督員と協議するものとする。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
報告書	首都圏中央連絡自動車道 成田・高谷川地区附帯工設計	契約締結後貸与	電子成果品

1-4 計画工程表

1-4-1 計画工程表の記載事項

受注者は、共通仕様書1-14-1「作業計画書の提出」に示す作業計画書の計画工程表の作成にあたっては、次の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。

受注者は、完了時期の明示にあたって、発注者または監督員が行う協議や共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。

また、共通仕様書1-9-4「照査計画の作成」に定める照査計画を盛り込むこととする。

なお、作業単位の設定は、下表を標準とするが、計画工程表の提出にあたって監督員と受注者との協議のうえ、決定するものとする。

種別	工種	作業単位	備考
附帯工設計	現地踏査	1 式	
	調整池計画検討	1 式	
	調整池擁壁基礎構造設計	14 基	
	防草対策工設計	1 式	
	詳細図作成	3 枚	
工事発注用図面作成	図面修正 A 1	37 枚	
	図面修正 A 2	3 枚	
	工事発注用数量表作成	1 式	
設計打合せ		1 式	

1-4-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書 1-2-2 「打合せ」の実施時に、計画工程表に作業の実施状況を記載し、監督員に報告するとともに、調査等打合簿（共通仕様書様式第1-4号）に添付するものとする。

なお、受注者は、前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-2-9-1 「契約変更」に準じた協議のうえ、必要に応じ共通仕様書 1-1-4-3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。

1-5 打合簿の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1-2-2 「打合せ」にあたっては、打合せ前に打合せ項目を整理すると共に、打合せ終了後、速やかに調査等打合簿（共通仕様書様式第1-4号）を作成し、監督員に記載事項についての確認を得るものとする。

また、清書・押印した調査等打合簿は、打合せ後 7 日以内に監督員に電子メールで提出するものとする。

監督員は、提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内に受注者に電子メールで返送するものとする。

1-6 三者協議会について

本調査等の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において、監督員及び受注者並びに予定工事の受注者が協働して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協働連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途監督員、予定工事の受注者および受注者との協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定する協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会の参加を義務付けるものではない。

1-7 部分引渡しに関する事項

1-7-1 部分引渡しの範囲

契約書第 38 条の規定に基づく指定部分及びその引渡し時期は、下表のとおりとする。

指定部分	引渡し時期
STA.135～STA.153 付近の図面修正、数量計算	令和 7 年 3 月下旬

1-8 配置技術者の経験及び資格

本業務の管理技術者、現場作業責任者及び照査技術者（以下「配置技術者」という。）に求める経験及び資格は共通仕様書1-7、1-8、1-9によらず、入札公告（説明書）、見積方依頼書、基本契約条件書のいずれか（以下「入札公告等」という。）に示すとおりとする。なお、入札公告等に記載のない技術者は配置する必要がない。

1-9 配置技術者

共通仕様書1-11の規定によらず、次のとおりとする。

入札前に競争参加資格申請書、参加表明書または技術提案書（以下「参加表明書等」という。）を発注者に提出した調査等に当たっては、管理技術者、現場作業責任者または照査技術者は、参加表明書等の「配置予定管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者の経験及び能力の資格・実績等、成績等の記載欄」に記載した者を原則として契約期間中配置しなければならない。なお、死亡、傷病、退職、出産、育児等やむを得ない理由により、配置することが困難となった場合は、その理由及び別に配置する技術者の氏名、資格及び業務経験等を記載した書面を付して監督員の承諾を得なければならない。なお、監督員の承諾を得て新たに配置する技術者は、原則として下記の要件を満足する者でなければならない。

(1) 当該業務の入札公告等に示す「管理技術者、現場作業責任者、または照査技術者に求めた資格及び業務経験」と同等以上の資格及び業務経験を有する者。

ただし、入札手続にプロポーザル方式及び総合評価落札方式が適用された調査等に当たっては、参加表明書等に記載した各配置予定技術者について、評価結果と同等以上の資格及び業務経験を有する者。

(2) 手持ち業務が当該業務の入札公告等で示されている場合は、手持ち業務件数及び金額を超えない者。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務内容

本業務は、過年度設計の成田・高谷川地区附帯工設計の成果に基づき、調整池の追加検討・防草対策工の設計を行うものとする。

2-2 附帯工設計

2-2-1 現地踏査

現地踏査は、設計に必要な現地の状況を把握するものとする。なお、現地踏査の結果、現地状況が貸与する既存の資料等と相違している場合には、速やかに監督員に報告するものとする。

現地踏査の検測数量は、一式とする。

2-2-2 調整池計画検討

調整池計画検討とは、調整池の位置や形状を施工性、経済性、現地条件等から再検討を行うものとする。

なお、検討する上で測量や調査が必要となる場合は、別途監督員と協議する。関係機関との協議等により検討の内容が変更となる場合の費用については、別途監督員と協議する。

調整池計画検討の検測数量は、1式とする。

2-2-3 調整池擁壁基礎構造設計

調整池擁壁基礎構造設計とは、調整池計画検討の結果でL型擁壁構造の調整池とした場合に基礎構造の再設計を行うものとする。

設計にあたっては、共通仕様書5-5-2「擁壁工設計」を適用するものとする。

調整池擁壁基礎構造設計の検測数量は、1基とする。

2-2-4 防草対策工設計

防草対策工設計とは管理用地内の防草対策設計を行うものとする。

防草対策工設計の検測数量は、1式とする。

2-3 工事発注用図面作成

2-3-1 図面修正

設計にあたっては、共通仕様書5-11-1「図面修正」を適用するものとする。

図面修正の項目内容は次のとおりとする。

設計項目	図面の修正率	図面の区分	数量	摘要
A1	10%未満	比較的簡易な図面	37枚	
A2	10%未満	比較的複雑な図面	3枚	

2-4 設計打合せ

- (1) 業務着手時、業務内容確認検査及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所で行うものとする、ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。
- (3) 打合せ回数は業務内容確認検査を含め、5回とする。そのうち1回は発注者、受注者合同の現地踏査を行うものとする。なお、打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議する。
- (4) 設計打合せの検測数量は、一式とする。

2-5 成果品

成果品は、共通仕様書1-45「成果品」に基づき作成及び提出するものとする。

ただし、報告書の表紙は、アートベラム271色とし黒文字製本とする。報告書の大きさはA4サイズとする。